

■調達業務について

日本行政書士会連合会では、「官民からの業務受託」を事業目的に加え、その推進を都道府県行政書士会に指導しています。

官民からの業務受託とは、日本行政書士会連合会や行政書士会が政府・地方自治体・民間企業等が行う物品(IT 調達を含む)や役務についての調達に応札し落札することをいいます。

調達は書面による場合と電子調達があります。官民調達の全てに応札できるものではなく、調達の内容に応じて定められた応札資格・条件に適合することが必要であり、調達手続きも書面による場合と電子調達があります。

公共調達手続きは、業者間で公正な競争をさせることを目的としており、競争入札が原則です。くわえて応札業者による談合防止や官製談合防止法などの法的な措置が講じられています。さらに政府調達は会計法、地方自治体調達は地方自治法に基づいておこなわれる契約となります。近年、地方自治体では「公契約条例」の制定がすすめられており、それぞれに応札資格要件・条件が定められているので、応札者として調査研究する必要があります。

二 会計法令に基づく契約方式の種類

政府調達は原則として①一般競争契約によります。政府が契約に関する公告を行い、一定の資格がある不特定多数の希望者すべてを入札において競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方式です。

つぎに例外として①指名競争契約があります。発注者が、技術力・経営状況等について適当と認める複数の業者を指名し、指名業者のみを入札において競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法です。この場合は、競争に参加できる者が少数で一般競争入札を行う必要がない場合、あるいは一般競争入札によることが不利である場合等に行われています。

さらに例外には②随意契約があります。これは入札によることなく、発注者が適当と認める者を随意に選定して契約を締結する方法です。契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限り行われています。

三 官民から調達業務を受託する者とは

調達業務を行政書士業務としての視点からとらえると、①応札者である民間事業者、日本行政書士会連合会、行政書士会、行政書士法人、行政書士、事務組合等があります。つぎに②応札者の代理人としての行政書士がいます。

日本行政書士会連合会の場合は、受託者としての組織業務と、受託業務を行政書士会及び行政書士に受託させる斡旋機能を有しています。

これらの代表的なものとしては、

1 日本行政書士会連合会が行う受託業務

- ①行政書士法による行政書士の登録事務
- ②(財)行政書士試験研究センターとの協定
- ③(社)日本自動車販売協会連合会との覚書
- ④中小企業団体中央会との契約が揚げられます。

2 行政書士会が行う受託業務

都道府県行政書士会が受託する業務は多種多様であり、その調査結果は日本行政書士会連合会の機関誌 月刊 日本行政に調査結果を掲載しているのでご参照ください。その全てを掲げることはできないので、その一部を上げると

- ①入札資格経営事項審査
- ②国交省地方運輸支局における自動車登録手続無料相談
- ③全国標板協議会からの封印施封業務
- ④(財)行政書士試験研究センターからの試験実施に関する事務
- ⑤地方自治体からの無料相談業務

3 行政書士が行う業務

行政書士会等の組織が受託した上記の業務を行政書士にあっせんしたり、行政機関等から依頼を受けて候補者を推薦したりすることにより行政書士が受託する業務としては、

- ①年金確認等第三者委員会委員
- ②公益認定等第三者委員会委員
- ③行政手続き等相談員
- ④家庭裁判所等の調停員、司法員
- ⑥その他があります。

四 士業界における受託方法

他士業においては、官民からの調達業務を資格者以外の者が落札した場合であっても、その役務が資格者の専管業務にあたる場合は、落札事業者が法違反となるため、最終手続きは資格者に依頼しなければならないという仕組みが講じられているようです。

さらに、書類の作成と手続き代理が資格者の専管となる業務については、前述したように最終的には資格者にゆだねなければならないことから、調達する側が最初から競争入札にしないで、随意契約とする傾向にあるようです。

五 資格者団体による応札の制限行為

官民からの業務受託についてその一部を照会して参りましたが、競争入札にあっては

応札資格を満たせば誰でも応札できます。その場合、行政書士会と行政書士法人と行政書士が競合する場合があります。行政書士会が会員のためと称して、他の応札者に対して応札を取り下げよう要求したり、応札しないよう要請したりすることは、自由な競争の制限にあたり、独占禁止法違反行為の疑義が生じることとなり、注意が必要です。

六 行政書士としての応札条件

東京都では電子入札システムが稼働しており、行政書士が応札事業者の代理人として手続き代理が出来ます。この場合は電子申請であることから、代理人となろうとする行政書士はあらかじめ「行政書士電子資格証明書」の取得が必要となります。**行政書士法人である場合も同様です。**

七 リスク管理

調達業務において、行政書士会が自ら応札するとき、その事業が行政書士会にとって多額の費用やリスクを伴う場合は、組織としての賠償責任や役員の責任が問われる場合があります。また、事業者の代理人として行政書士が応札する場合もさまざまなリスクがあります。行政書士会であれ、行政書士であれ、調達すなわち契約行為ですので、契約内容に対する慎重な検討と合意が求められます。個人情報保護法、消費者契約法等の制限や民法上の賠償責任等の法令への対応も必要となります。

日本行政書士会連合会では官民からの業務受託に関して、今後とも情報提供に努めるとともに、官民からの調達業務マニュアル等の整備を図って参ります。